

第8章 解散

【解散】

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

【定款の変更】

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

【公告の方法】

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人すずめ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

【施行細則】

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 伊野部淳吉
理事 田所 宗一
理事 中原 悟
理事 斎藤 秀雄
理事 野崎 英夫
理事 西村 昇
理事 野村 清司
理事 寺尾 俊介
理事 渡辺 千種
理事 大村 憲正
監事 浜田 義隆
監事 小澤 秀子

この定款は、平成29年4月 1日から施行する。

この定款は、平成29年6月 22日から施行する。